

2020年4月改訂

『供給管・内管指針(工事編)』(JGA指-302-17) 新旧対照表(抜粋)

旧	新	改訂理由
<p>7.11 配管位置の標示及び識別 P153</p> <p>7.11.1 一般事項</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>ポリエチレン管を配管する場合は、埋設位置を明確にするための措置*1を講ずる。 【遵守】</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>(1) ポリエチレン管を配管する場合は、他工事等による損傷を防止するための措置*2を講ずる。【勧告】</p> <p>(2) 露出配管で、他設備の配管等と輻輳する場合**1には、ガス配管が識別できるよう配管に標示を行う。*3【勧告】</p> <p>(3) 敷地内埋設配管であって敷地内への引込み部や、建物引込み部あるいは配管の曲り、分岐等により管路の推定が困難となる場合には、埋設位置を明確にする措置を講ずる。*4 【推奨】</p> <p>(4) フレキ管を配管する場合にあっては工事中の損傷を防止するため、配管されている箇所等に注意ラベルを貼付する。*5【推奨】</p> </div> <p>[解説]</p> <p>*1 ポリエチレン管の配管時には、埋設後の維持管理のため埋設位置の推定を容易に行うことのできる措置を講ずる。このための措置としては、パイプロケータの使用に備え、配管に沿わせてロケータリングワイヤーを設置するのが一般的である。また、必要に応じて、標示リング、標示ピン、目印杭等**2を設置する。</p> <p>なお、ロケータリングワイヤーの設置については、「7.11.2 ロケータリングワイヤーを設置する際の留意点」を参照のこと。</p> <p style="text-align: center;">～ 略 ～</p> <p>[参考] P156</p> <p>**1 埋設配管であっても、他の配管と輻輳することにより誤認のおそれがある場合には、ガス管であることがわかるようにテープ等を管表面に巻き、明示することが望ましい。</p> <p>**2 各種標示例を参図7-59に示す。</p>	<p>7.11 配管位置の標示及び識別 P153</p> <p>7.11.1 一般事項</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>ポリエチレン管を配管する場合は、埋設位置を明確にするための措置*1を講ずる。 【遵守】</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>(1) ポリエチレン管を配管する場合は、他工事等による損傷を防止するための措置*2を講ずる。【勧告】</p> <p>(2) 露出配管で、他設備の配管等と輻輳する場合**1には、ガス配管が識別できるよう配管に標示を行う。*3【勧告】</p> <p>(3) 敷地内埋設配管であって敷地内への引込み部や、建物引込み部あるいは配管の曲り、分岐等により管路の推定が困難となる場合には、埋設位置を明確にする措置を講ずる。*4 【推奨】</p> <p>(4) フレキ管を配管する場合にあっては工事中の損傷を防止するため、配管されている箇所等に注意ラベルを貼付する。*5【推奨】</p> </div> <p>[解説]</p> <p>*1 ポリエチレン管の配管時には、埋設後の維持管理のため埋設位置の推定を容易に行うことのできる措置を講ずる。このための措置としては、パイプロケータの使用に備え、配管に沿わせてロケータリングワイヤーを設置するのが一般的である。</p> <p style="text-align: center;">～ 略 ～</p> <p>[参考] P156</p> <p>**1 埋設配管であっても、他の配管と輻輳することにより誤認のおそれがある場合には、ガス管であることがわかるようにテープ等を管表面に巻き、明示することが望ましい。</p>	<p>ポリエチレン管について、工法が定着し一般的に広く使用され十分認知されていることと、図面やロケータリングワイヤーにより埋設位置を確認できることから、「埋設位置の明示」の記載を削除。</p>

2020年4月改訂

『供給管・内管指針(工事編)』(JGA指-302-17) 新旧対照表(抜粋)

旧	新	改訂理由
 <p>標示リング例 標示ピン例 目印枕例</p> <p>(一般的には、ガスメーター立上り管に設置する。) (一般的には、管直上の地表面に設置する。) (一般的には、管直上の地表面に設置する。)</p> <p>参図7-59 各種標示例</p>		
<p>19.1 検査方法 P369</p> <p>19.1.1.2.2 作業上の留意点</p> <p>(1) 圧力測定器具、被試験部分の容積及び最高使用圧力に応じた圧力保持時間は、解表 19-1のとおりとする。^{*1}【遵守】</p> <p>(2) 試験中に温度変化による影響を受ける場合^{*2} は試験気体の温度を測定し、試験の始めと終わりの温度差による圧力差について補正を行う。【遵守】</p> <p>(3) 試験区間の両端部は試験圧力に耐えるカップ等を使用する。【遵守】</p> <p>(4) 圧力計を用いる場合は、定期的に点検・整備・校正されたものを用いる。【遵守】</p> <p>(5) 試験気体として不活性ガスを使用した場合には、試験気体を排出する際に排出位置を考慮し、酸素欠乏症による事故を防ぐ措置を講ずる。【遵守】</p>	<p>19.1 検査方法 P369</p> <p>19.1.1.2.2 作業上の留意点</p> <p>(1) 圧力測定器具、被試験部分の容積及び最高使用圧力に応じた圧力保持時間は、解表 19-1のとおりとする。^{*1}【遵守】</p> <p>(2) 試験中に温度変化による影響を受ける場合^{*2} は試験気体の温度を測定し、試験の始めと終わりの温度差による圧力差について補正を行う。【遵守】</p> <p>(3) 試験区間の両端部は試験圧力に耐えるカップ等を使用する。【遵守】</p> <p>(4) 圧力計を用いる場合は、性能を維持し適正に検査ができるよう、定期的に点検・整備されたものを用いる。【遵守】</p> <p>(5) 試験気体として不活性ガスを使用した場合には、試験気体を排出する際に排出位置を考慮し、酸素欠乏症による事故を防ぐ措置を講ずる。【遵守】</p>	<p>圧力計の性能が向上し、指示値に影響する故障の発生は極めて稀であり、頻回な指示値確認は不要になったため、性能を維持し適正に検査をするための定期的な点検・整備へ修正。</p>
<p>19.1 検査方法 P373</p> <p>19.1.1.4.2 作業上の留意点^{*1}</p> <p>(1) ガス検知器は、定期的に点検・整備・校正されたものを用いる。【遵守】</p> <p>(2) 試験気体として空気又は不活性ガスを使用又は併用してはならない。【遵守】</p>	<p>19.1 検査方法 P373</p> <p>19.1.1.4.2 作業上の留意点^{*1}</p> <p>(1) ガス検知器は、性能を維持し適正に検査ができるよう、定期的に点検・整備されたものを用いる。【遵守】</p> <p>(2) 試験気体として空気又は不活性ガスを使用又は併用してはならない。【遵守】</p>	<p>ガス検知器の性能が向上し、指示値に影響する故障の発生は極めて稀であり、頻回な指示値確認は不要になったため、性能を維持し適正に検査をするための定期的な点検・整備へ修正。</p>